

日本に対する朝鮮の請求権

非公式なワシントン官邸訪見時、朝鮮政府に引渡された日本の財産は、朝鮮が受けとることができそうな補償のすべてになるだろうと述べている。朝鮮人の見解では、これらの財産は、日本に占領され、利用されてきた朝鮮の所有物にすぎず、しかもどうみてもそれは日本人が四十年の占領期間に朝鮮から持ち去った大量の貨幣と財貨を償うには甚だ不十分であるといっている。

朝鮮の場合、一部分は朝鮮の経済学者により、また一部分は米軍政庁によつて任命された *Kim Il-Sung* *Kim Il-Sung* を議長とする特別経済委員会が働いた米人達によつて作成されたフランス・レポートに明かにされている。

米軍で教育を受けた崔序周博士はこの委員会が判断を公表するように整理した。

日本に対する朝鮮の請求権

一、実際に日本が國庫勘定に移した資金類	
A 一五三七、一五四年の間に朝鮮の予算から日本陸軍予算へ現金で移された陸軍経費	一五九八、八〇六、〇〇〇 円
B 朝鮮の郵便貯金勘定から日本が國庫へ移された年金（一五〇、八一、一五四年）類	一四六五、五七九、〇〇〇 円
C 生計保険勘定から日本國庫へ移された額	七〇、〇〇〇、〇〇〇 円
D 商易保険勘定から日本國庫へ移された額	一、二九七、〇〇〇 円
二、貿易関係による借方残高	
A 一五四五、一五五年八月十五日現在に朝鮮銀行の日本銀行に対する借方残高	八、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
B 金銀塊の借方残高	一五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
C 朝鮮銀行とは別な朝鮮諸銀行の日本銀行に対する借方残高	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円

四、郵便為替の借方残高

E、郵便貯金 *Postal Savings* の借方残高

三、朝鮮在住朝鮮人の日本における投資

A、朝鮮人により所有された担保付債券と日本政府公債

B、朝鮮の銀行によつて所有された日本銀行券（通貨）

四、朝鮮銀行により所有された他の債券

A、日本國債

B、日本の社債券

C、商業証券

五、他の未解決の朝鮮の請求権

A、日本治下の満洲、中国南洋諸島における朝鮮人の投資

B、在日朝鮮人の日本における投資

五、他の未解決の朝鮮の請求権	
A、日本治下の満洲、中国南洋諸島における朝鮮人の投資	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
B、在日朝鮮人の日本における投資	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
C、商業証券	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
B、日本の社債券	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
A、日本國債	五、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
四、朝鮮銀行により所有された他の債券	
B、朝鮮の銀行によつて所有された日本銀行券（通貨）	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
A、朝鮮人により所有された担保付債券と日本政府公債	八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
E、郵便貯金 <i>Postal Savings</i> の借方残高	八、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
四、郵便為替の借方残高	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円

六、調査されなければならぬ未評価請求権	
A. 一九一〇年合併時に日本によつて没収された旧朝鮮政府の海外投函ならびに財産	
B. 一九一〇年一九四五年度の間に反日活動とかどにより日本側に没収せられた朝鮮人の個人財産	
C. 一九一〇年一九四五年度の間に日本が圖書類ならびに博物館に移された美術財、骨董品および歴史的文書	
総計	四九、五四、三八、〇〇〇円

朝鮮に対する日本の請求権	
一、朝鮮に与ける日本の投資	
A. 工場及び設備（朝鮮におけるこの種設備の総投資額の九〇・七三％に相当する）	二二、〇七、七二〇、三七六円
B. 金融及び銀行等（朝鮮における総銀行資本の八八・八％に相当する）	四四、一六九、一四六、七円
C. 商業組織等（朝鮮における総商業投資額の七三・七％に相当する）	六〇、三二、五七一、一五円
D. 漁業、鉱業並びに（朝鮮におけるこの種投資額の九三・一％に相当する）その他原始産業	五七九、二七一、〇三二円
E. 土地（一九四四年の評価）	七、三六五、七七三円
(1) 一エーカーの評価	三、一八九、七七一、一エーカー
(2) 一エーカーの評価	四、八六七、四一九、九円
(3) 一エーカーの評価	五、三三六、七二二、二円
(4) 森林地	一、一八八、六六五、五円

二、朝鮮に残された日本人の所有の住宅と船舶	
A、各戸約二万円として約二〇万戸の在韓日本人所有住宅	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
B、各種船舶	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
総計	八八九、三九六、四二〇円

この表は日本が朝鮮に対し貢つてゐる四百億円以上（一九四五年度の貨幣価値で）の未済の負債を示している。仮りに一九五〇年のインフレ化した価値で返済されたとしても、この総額は朝鮮工業化の発展に及ぶ等与するに充分であらう。これらの総額を重大なものでないとして帳消しにしようとする企圖は到底大韓民国によつて受け入れられないであらう。